

民法改正に伴う誓約書における保証人の責任極度額に関するアンケート 調査報告書

公益社団法人 私学経営研究会

1、調査の目的

入学の際提出を求めている本人（学生・生徒）と保証人の誓約書等には、「本人（学生・生徒）の行為により生じた大学に対する損害は、私が（連帯して）保証します」、「〇〇（学生・生徒）の一切の責任を負うことを保証人として誓います」旨の文言が入っている場合が多いかと思えます。このような誓約書は、保証人が、本人（学生・生徒）の不法行為等により学校法人が被った不特定の損害の賠償義務を（本人と連帯して）保証する、いわゆる「個人根保証契約」に当たります。個人根保証契約では、保証人となる時点では、現実にどれだけの損害が発生し、保証人として最大でいくらまで責任を負う可能性があるのかわかりません。

しかし、民法の改正（令和2年4月1日施行）により、個人が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」（利息、延滞金等を含む）を定めなければならないこととなりました（改正民法465条の2）。極度額を定めていない（連帯）保証条項は、無効となります。

なお、改正法の施行日前に締結されたものについては、現行法のルールが適用されます（誓約書を入学前に提出してもらっている学校では、来年3月末までのものは極度額の記載がなくても効力があります。）。

本会会員から、この極度額はどれくらいにすればよいのかのご質問をいただきましたので、極度額の決め方についてアンケート調査を実施したところ、次のような結果となりました。

2、調査の概要

- 調査期間：2019年7月24日～8月2日
- 調査対象：587法人
- 回答法人数：143法人（24.4%）

■ 回答のあった法人の設置校の内訳

設置校	校
大学	84
短大	42
高校	100
中学校	65
小学校	17
幼稚園	52
専門学校	20
合計	380

調査 1 保証人の損害賠償の極度額の定めについて

回答法人数：143

No	極度額の定め	大	短	高	中	小	幼	専
1	極度額を決める（予定を含む）	5	4	5	3	1	1	2
2	検討中（未定を含む）	48	20	47	32	6	19	11
3	誓約書をとっているが、保証人に対する不特定の損害賠償（個人根保証）に関する記載がない	30	18	43	28	10	20	6
4	誓約書をとっていない	1	0	5	3	1	11	2
	合計（延べ回答数）	84	42	100	66	18	51	21

調査 2 極度額の金額・根拠について

回答法人数：6

極度額と根拠	設置校
365,000～715,000 円 3 期に分けて徴収する年間授業料のうち、1 期授業料の金額を極度額とする (学科単位で授業料が異なる)	専
年間学納金相当額 ※個人により金額が異なる場合があるので金額は明記しません	大
上限額は、当該年度に納付する学費等相当額とする予定	大・高・中
4 年間分の学費を想定	大・短
1,000,000 円 在学中 (3 か年間) の授業料相当額 (今後、他法人の実情等により検討の余地あり)	高
「授業料等の納付義務を負う」と記載	高

調査 3 誓約書に保証人移管する記載がない場合の今後の方針について

回答法人数：28

今後の方針	大	短	高	中	小	幼	専
変更しない (今後も保証人に請求しない)	6	2	6	3	0	3	3
極度額を決めた上で、保証人に請求できる内容に変更する (予定含む)	2	0	3	1	0	2	1
検討中 (未定)	9	5	10	9	6	10	0
学費についてのみ保証人を立て、極度額は、年間学費に在籍可能年数を掛けた金額とする (大学 8 年分、短大 4 年分)	1	1	1	1	0	1	0
合 計 (延べ回答数)	18	8	20	14	6	16	4

3、アンケート結果から

今回のアンケート調査は、学費以外の不特定の損害が起きた場合の保証人の責任極度額を想定した内容でした。しかし、各学校の誓約書の文言は様々で、それが個人根保証契約に該当するかどうか、学費の保証が個人根保証に当たるのかどうか、保護者は保証人となるのか等、本会の説明不足と回答者の認識の違いから、回答内容にも差が出てきてしまいました。

また、極度額について具体的な回答があったところは数件に留まり、未だ民法改正についての認知度が低く、「未定」とする回答が大半で、現状では極度額の決め方の傾向がつかめない結果となりました。

本会では引き続き、本件について調査を行う予定です。

以上